

## 5 任命権者からの申請に基づく承認

給与その他の勤務条件等に関する条例及び人事委員会規則においては、適用する際、任命権者があらかじめ人事委員会の承認を得なければならない事項が定められている。

令和2年度、任命権者の申請に基づき、委員会が承認した事項は次のとおりである。

### (1) 職員の勤務時間及び休暇に関する条例関係

#### ア 臨時休暇の承認

(根拠規定 地公法第42条、職員の勤務時間及び休暇に関する条例(昭和26年名古屋市条例第48号)第16条)

| 承認年月日     | 対 象  | 内 容   |
|-----------|--|---|
| R2. 5. 25 | ①令和2年6月1日現に在職する職員<br>(再任用職員(1週間の勤務時間が22時間30分である者を除く。)及び臨時的任用職員を含む。以下同じ。)<br>②令和2年6月2日から令和2年6月15日までに採用される職員<br>③令和2年6月16日から令和2年6月30日までに採用される職員<br>④令和2年7月1日から令和2年7月31日までに採用される職員<br>⑤令和2年8月1日から令和2年8月31日までに採用される職員<br>⑥令和2年9月1日から令和2年9月15日までに採用される職員<br>⑦令和2年6月1日現に在職する再任用職員(1週間の勤務時間数が22時間30分である者に限る。) | 酷暑期における職員の保健及び元気回復を図るため、令和2年6月1日から令和2年11月30日までの期間に、①②の職員には5日、③の職員には4日、④⑦の職員には3日、⑤の職員には2日、⑥の職員には1日臨時休暇を与える。(半日ごと又は1時間ごとに区分して利用することもできる。) |

イ 勤務時間の特例等の承認

(根拠規定 職員の勤務時間及び休暇に関する条例第5条)

| 承認年月日     | 対 象   | 内 容  |
|-----------|---|--|
| R3. 3. 24 | 市長部局の勤務時間の特例が適用されている職員  | 早出遅出勤務を事由に関わらず実施できるよう制度化するもの。  |
|           | 子ども青少年局ひばり荘に勤務する職員  | 通園バスの発着に合わせ児童把握を行う職員の配置が必要となるため、勤務体制の見直しを行うもの。   |
|           | 教育委員会事務局、名古屋市立学校、野外教育センター、学校事務センター、上汐田教育集会所、見晴台考古資料館、鶴舞中央図書館、博物館、美術館及び科学館に勤務し、勤務時間の特例が適用されている職員 | 原則勤務の職員と同様に早出遅出勤務を、勤務時間の特例の適用を受けている職員にも拡大するもの。<br>ただし、名古屋市立学校に勤務する職員の取得可能期間は運用上、学校の夏季、冬季、学年末及び学年始休業を原則とする。 |
|           | 名古屋市立小学校に勤務する教育職員、事務職員及び技術職員  | 災害その他の臨時的事由が発生した場合において速やかに勤務時間の割振り等をできるようにするもの。  |

(2) 職員の給与に関する条例関係

管理職手当の支給に関する承認

(根拠規定 地公法第 24 条第 5 項、職員の給与に関する条例第 8 条の 2 第 1 項)

| 承認年月日     | 対 象             | 内 容 |
|-----------|-----------------|-----|
| R2. 12. 7 | 新型コロナウイルス感染症対策監 | 2 種 |
| R3. 3. 24 | 参事 (医療連携推進)     | 3 種 |
|           | 名古屋城総合事務所所長     | 3 種 |
|           | 教育センター所長        | 2 種 |

(3) 職務に専念する義務の特例に関する条例関係

(根拠規定 地公法第 35 条、職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和 26 年名古屋市条例第 8 号)第 2 条第 3 号、職務に専念する義務の免除基準に関する規則第 2 条第 21 号)

| 事 由            | 件 数 |
|----------------|-----|
| 非常勤講師又は委員の職に従事 | 14  |